

政府の適応計画策定に向けたステップ

中央環境審議会地球環境部会に「気候変動影響評価等小委員会」を設置(平成25年7月)
気候変動の影響及びリスク評価と今後の課題を整理し、意見具申を取りまとめ
(平成27年3月)



「気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議(局長級)」を設置
(平成27年9月11日)



気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議において、
政府の「気候変動の影響への適応計画(案)」を取りまとめ(平成27年10月23日)



平成27年10月23日～11月6日の間、パブリックコメント実施



C O P 2 1 に向けた我が国の貢献となるよう、政府の適応計画を策定
(11月下旬頃閣議決定(予定))

気候変動枠組条約第21回締約国会議
11/30～12/11(パリ)

気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議

平成27年9月11日 関係府省申合せ
平成27年10月23日 一部改正

- 1 . 気候変動の影響への適応に関し、関係府省庁が緊密な連携の下、必要な施策を総合的かつ計画的に推進するため、気候変動の影響への適応に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。
- 2 . 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議長	内閣官房副長官補（内政担当）	
構成員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）	内閣府大臣官房総括審議官
	金融庁総括審議官	総務省大臣官房総括審議官
	外務省地球規模課題審議官	財務省大臣官房参事官
	文部科学省研究開発局長	厚生労働省医薬・生活衛生局
		生活衛生・食品安全部長
	農林水産省大臣官房技術総括審議官	経済産業省産業技術環境局長
	国土交通省総合政策局長	環境省地球環境局長

- 3 . 連絡会議の庶務は、環境省において処理する。
- 4 . 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

気候変動の影響への適応計画(案)について

IPCC第5次評価報告書によれば、温室効果ガスの削減を進めても世界の平均気温が上昇すると予測

気候変動の影響に対処するためには、「適応」を進めることが必要

平成27年3月に中央環境審議会は気候変動影響評価報告書を取りまとめ(意見具申)

我が国の気候【現状】 年平均気温は100年あたり1.14 上昇、日降水量100mm以上の日数が増加傾向

【将来予測】 厳しい温暖化対策をとった場合:平均1.1 (0.5~1.7) 上昇

温室効果ガスの排出量が非常に多い場合:平均4.4 (3.4~5.4) 上昇

20世紀末と21世紀末を比較

< 基本的考え方(第1部) >

目指すべき社会の姿

気候変動の影響への適応策の推進により、当該影響による国民の生命、財産及び生活、経済、自然環境等への被害を最小化あるいは回避し、迅速に回復できる、安全・安心で持続可能な社会の構築

基本戦略

- (1) 政府施策への適応の組み込み
- (2) 科学的知見の充実
- (3) 気候リスク情報等の共有と提供を通じた理解と協力の促進
- (4) 地域での適応の推進
- (5) 国際協力・貢献の推進

対象期間

21世紀末までの長期的な展望を意識しつつ、今後おおむね10年間における基本的方向を示す

基本的な進め方

不確実性がある中、社会環境の変化を踏まえて意思決定を行うため、反復的なリスクマネジメントを行う

< 分野別施策(第2部) >

農業、森林・林業、水産業	健康
水環境・水資源	産業・経済活動
自然生態系	国民生活・都市生活
自然災害・沿岸域	

< 基盤的・国際的施策(第3部) >

観測・監視、調査・研究
気候リスク情報等の共有と提供
地域での適応の推進
国際的施策

第2部 第5章 健康 第1節 暑熱に関する適応の基本的な施策

(熱中症部分抜粋)

【影響】

現在の状況としては、熱中症については、気候変動の影響とは言い切れないものの、熱中症搬送者数の増加が全国各地で報告されている。労働効率への影響等、死亡・疾病に至らない健康影響については、国内の報告は限られている。

将来予測される影響としては、熱中症については、RCP8.5シナリオ(1986～2005年平均を基準とした長期(2081～2100年)の変化量が2.6～4.8 (予測平均値3.7))を用いた予測では、熱中症搬送者数は、21世紀半ばには四国を除き2倍以上を示す県が多数となり、21世紀末にはRCP2.6シナリオ(1986～2005年平均を基準とした長期(2081～2100年)の変化量が0.3～1.7 (予測平均値1.0))を用いた予測を除きほぼ全県で2倍以上になることが予測されている。

・熱中症 [重大性：●(社)、緊急性：●、確信度：●]

【基本的な施策】

気候変動が熱中症に及ぼす影響も踏まえ、熱中症関係省庁連絡会議のもとで、関係省庁が連携しながら、救急、教育、医療、労働、農林水産業、日常生活等の各場面において、気象情報の提供や注意喚起、予防・対処法の普及啓発、発生状況等に係る情報提供等を適切に実施する。具体的には、熱中症による救急搬送人員数の調査・公表や、予防のための普及啓発を引き続き行っていく。学校における熱中症対策としては、熱中症事故の防止について、引き続き教育委員会等に注意喚起を行っていく。農林水産業における作業では、炎天下や急斜面等の厳しい労働条件の下で行われている場合もあることから、機械の高性能化とともにロボット技術やICTの積極的な導入により、作業の軽労化を図る。製造業や建設業等の職場における熱中症対策を引き続き推進していく。